

平成29年度静岡県国民健康保険団体連合会事業報告

1 総括

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や住民の健康保持増進に貢献してきた。

しかし、急速な高齢化の進展や、被保険者に占める低所得者層の割合増加等の構造的な理由による保険料（税）収入の減少、医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費増嵩等により、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にある。

このような中、国保法の改正を経て、平成30年度から県が国保の財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うとともに、市町は引き続き保健事業など地域におけるきめ細かな事業を行っていく新国保制度がスタートすることとなった。

本会では、このような状況を踏まえ、主要業務である審査支払業務の更なる効率化・高度化や第三者行為求償事務の取組強化等による医療費適正化に努めた。また、新制度施行後の国保の事業運営が適切に推進できるよう、国の動向を注視し、静岡県による国保運営方針連携会議が進める取組へ呼応するため、保険者と課題と解決策等について情報共有を行いながら準備を進めた。

さらに、新制度施行にあわせて県及び市町における国保事務を効率化するために厚生労働省が開発した「国保事業費納付金等算定標準システム」をはじめとする、国保保険者標準処理システムの導入及び運用に向けた作業を予定どおりに進め、円滑かつ安定的に稼働できるよう支援を行った。

併せて、保険者の満足度向上を基本理念に掲げる中期経営計画に基づき、従来からの業務の着実な遂行、保険者への保健事業支援、新たな課題への対応など、各種業務に取り組んだ。

なお、本会の主財源となる手数料の算定に当たっては、保険者の財政状況に配慮しつつ、業務の合理化・効率化を積極的に行い、厚労省通知で示された経理事務の実費弁償方式の考え方に基づき、適正な手数料単価の設定に努めた。

2 会務運営の充実

医療保険制度全般を取り巻く状況や制度改正等の動向について常に注視し、国民健康保険事業の安定運営に取り組んだ。また、本会の業務運営の基本となる保険者からの負担金及び各種手数料については、職員全体でコスト意識を徹底し、必要経費の見直しを図り、適正な負担金・手数料の算出を行った。

更に、保険者の共同体としての責務を十分認識し、常に保険者ニーズの把握に努めた。

3 医療費適正化の推進

主要業務である診療報酬審査支払業務については、審査の効率化と統一性の確保、審査委員会と事務共助職員の連携強化による情報の共有、高額レセプトの専門的な事務点検、国保総合システムによる横覧・縦覧・突合点検のチェック項目の拡大、外付けシステムの活用などに積極的に取り組み、一層の医療費適正化を図った。

4 国保総合システムの安定運用

審査支払事務の効率化、保険者支援の充実を図り、保険者事務の利便性向上と利用拡大に努めた。

また、昨年度に引き続き、国保中央会に職員2名を派遣し、平成30年1月の次期国保総合システムへの移行・切替作業等が切れ目なく確実に進められるよう取り組んだ。

5 保険者事務共同処理事業の推進

専用回線による保険者ネットワーク等を活用し、保険者への各種データ提供を安全かつ安定的に行い、保険者事務の迅速化と効率化に寄与した。

6 保険者努力支援制度に係る保険者支援

保険者努力支援制度の前倒し分について、国が示す各種評価指標の向上につながるよう、特定健診受診促進広報・保険料（税）収納対策等の保険者支援事業の強化に努めた。

7 介護保険業務等の円滑な実施

介護予防・日常生活支援総合事業の全保険者実施に伴う審査支払業務の適切な対応、保険者事務共同処理業務の充実を図り、事業の円滑な運営に努めた。また、平成 29 年度が計画の最終年度にあたる「第 3 期静岡県介護給付適正化計画」について、給付実績を活用した適正化対策等への助言を積極的に行い、保険者の業務を効率的・効果的に支援した。

8 調査研究と情報提供等の充実

国保事業の安定的な運営に向けて、医療制度改革の動向や国保財政への影響及び医療費の増加要因等を調査・研究し、保険者ニーズに沿った統計資料等の情報提供を行った。

9 保険者協議会と連携した保健事業の推進

保険者協議会の事務局として、静岡県の医療保険者が共同で行う医療費分析を推進し支援した。

県が策定する医療費適正化計画や保健医療計画に対し、保険者協議会において協議を行い、意見を提出した。

10 医療費分析システム等を活用した保険者の保健事業支援

保険者と広域連合によるデータヘルス計画策定を支援するため、医療費分析システム「国保データベース（KDB）システム（全国標準）・しずおか茶っとシステム（本会独自開発）」の安定運用と合わせ、「保健事業支援・評価委員会」の機能を発揮し、保険者のニーズに即した分析情報の提供と地域の健康状態の把握及び保健事業の推進に寄与した。

11 特定健診等データ管理システムの安定運用

保険者が行う法定報告・費用決済の事務作業等を支援するため、健診実施機関等に対し請求等について積極的に指導することで請求の適正化を図り、当該システムを安定的に運用した。

12 特定健診・特定保健指導の推進への支援

保険者の実施計画に基づく特定健診・特定保健指導の推進に関する支援・助言、また、健診結果等を基にしたフォローアップ事業を実施し、保険者における生活習慣病の重症化予防に向けた取り組みを支援した。

13 個人情報の保護とセキュリティ対策の強化

全ての連合会ではインターネット接続を国保中央会に集約し、監視装置等を設置したうえで、国保中央会を通じてインターネット接続を行う等のセキュリティ対策を講じている。また、国保総合システム等の基幹システムは、閉ざされたネットワークにおいて運用されており、セキュリティ対策が図られている。

さらに、職員に対する情報セキュリティ研修の実施や、国保中央会が実施する標準型攻撃メール訓練に参加し、保険者や関係機関からの信頼が得られるよう、個人情報保護の徹底を図った。

14 後期高齢者医療の円滑な審査支払

高齢化の進展や医療技術の向上などによる医療費の増嵩に適切に対応するため、広域連合と連携し、審査支払業務及び事務代行業務を円滑に実施した。

15 保険者支援の強化

保険者並びに広域連合の事務処理負担の軽減及び効率化を図るため、保険者からの委託により、レセプト二次点検、第三者行為求償事務、第三者行為疑いレセプトの抽出・調査及び書類作成事務、過誤調整業務（後期）、柔整療養費適正化支援事務等を行い、保険者における事務処理の効率化及び合理化を支援した。

16 国保保険者標準事務処理システムの対応

国保の都道府県化により県及び市町村が行う国保事務を支援するため、「国保事業費納付金等算定標準システム」、「国保情報集約システム」等の標準的な電算処理システムの適切な導入・運用支援を行った。

17 国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に係る個人番号利用事務の対応

第三者の行為による被害の届出に関する事務及び療養費支給申請書に関する事務等に個人番号が記される場合があることから、静岡県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程に基づき、適正な取り扱いを図った。